

(様式2)

一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）に対するご意見と考え方

案件名 一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）

意見募集期間

平成28年1月22日から平成28年2月11日

意見募集の結果

提出方法	募集者人数	意見者数
持 参	3	86 (回答項目数48)
郵 送	1	
F A X	16	
電子メール	3	
合 計	23	86

※意見者数は延べ人数です

意見の概要及び組合の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	新施設について 新施設の建設・長寿 命化等について	新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか ・現存施設で対応すべき ・分別区分の一元化は必要ではない ・新施設の建設が緊急を要するとは思えない ・既存施設を長寿命化すべき ・既存施設があと何年使用できるのか ・新ごみ処理場建設反対 (意見者数8)	ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。 しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ

			<p>ますと、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
2	<p>新施設について 新施設の建設・長寿命化等について</p>	<p>新設と基幹改良の比較について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在判明していない関連事業費を加えると新設はもったいない ・ 既存施設の基幹改良は即必要なものではない ・ 震災復興特別交付税の措置は適切か <p>(意見者数2)</p>	<p>関連事業費等については、平成28年度に予定されている本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査していきます。</p> <p>管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、ますと、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を</p>

			<p>個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>また、国では復興推進会議において、平成28年度以降も震災復興特別交付税を措置することとし、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指していることから、この財源措置を得ながら事業を推進してまいります。</p> <p>国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならない全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p>
3	<p>新施設について 新施設の建設・長寿命化等について</p>	<p>既存施設を基幹改良して使用するべき</p> <p>(意見者数2)</p>	<p>既存の3施設は定期的な補修整備を行ってきましたが老朽化や損傷が進行しています。維持管理に要する経費も今後加速度的に増加することが見込まれることから、新施設の整備を推進するものです。</p>
4	<p>新施設について 新施設の建設・長寿命化等について</p>	<p>広域化をする必要性・利点を示すべき</p> <p>・各施設が老朽化している根拠を示すべき</p> <p>(意見者数2)</p>	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってきましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の</p>

			整備を推進することとしました。
5	<p>新施設について 新施設の新設・長寿命化等について</p>	<p>現施設で基準を満たしているのに何故新施設を建設するのか</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
6	<p>新施設について 新施設の新設・長寿命化等について</p>	<p>可燃ごみを減量した場合、現在の3施設で計6基ある炉を1基ごと止めて、長寿命化工事を行えば、民間処理委託費は発生しないのではないか</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>ご提案のとおり、管内3施設を輪番制でごみの相互受け入れを行いながら、長寿命化が実施できた場合は、民間事業者に対するごみの処理委託費用は発生しない可能性もあります。ただし、焼却炉は安全かつ安定的に稼働させるために、停止期間等を設け、点検・補修等を実施している状況にあります。複数炉による連続運転期間が一定期間以上になりますと、メンテナンスに支障が出るなど、従来の運転部分にも影響が出る可能性があります。</p>
7	<p>新施設について 公害対策、環境負荷</p>	<p>公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な公害防止技術とはどのようなものか ・その技術は焼却炉の形式に依存するものか ・運転開始後に技術を導入した場合、予算の上積みが必要とはならないのか <p>(意見者数1)</p>	<p>例えば、廃棄物の低空気比燃焼や安定燃焼技術の向上により排ガス量の削減、大気汚染物質の発生抑制を図ることができます。また、この技術は、余熱の外部持ち出しを低減できるため、これまで以上に余熱を有効利用することが可能となります。</p> <p>こうした技術は低公害化を図るうえで必要不可欠な技術です。焼却炉の形式に依存せず普及しており、予算を押し上げ</p>

			<p>る要因ではありません。</p> <p>法令に基づく排出基準を踏まえ、規制値を厳守し、環境負荷の軽減に努めてまいります。</p>
8	<p>新施設について 公害対策、環境負荷</p>	<p>公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新式整備で排出 CO2 を低くしても燃やすことに変わらないのではないか ・工事費用は莫大なものになり、国の補助等があるにしても財源は税金であり余分な支出ではないか <p>(意見者数 1)</p>	<p>新施設は、地球温暖化防止の観点から、余熱利用を積極的に進め、化石燃料の消費により発生する CO2 の削減を推進します。事業費に関しては、建設費を大幅に削減できることのほか、3施設で行っていたごみ処理を1施設に集約するので、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>国の財源措置を活用しながら事業を進捗する予定であります。国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならない全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p>
9	<p>新施設について 公害対策、環境負荷</p>	<p>公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に係る啓蒙活動・技術開発の舵取りを期待したい <p>(意見者数 1)</p>	<p>新広域ごみ処理施設においては、公害関係法に基づく排出基準を遵守するために必要な公害防止関連技術を採用し環境負荷を低減する計画です。</p>
10	<p>新施設について 公害対策、環境負荷</p>	<p>公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主灰・飛灰の利用(資源化)は環境に悪影響があるのではないか <p>(意見者数 1)</p>	<p>主灰・飛灰は、安全性も含めて事業者と協議し、資源化を検討します。</p>
11	<p>新施設について 公害対策、環境負荷</p>	<p>ダイオキシン類の排出にいかに対応するのか</p>	<p>ダイオキシン類を含むごみ処理施設より発生する大気汚染物質には排出基準値が設け</p>

		(意見者数 1)	られています。また、組合としても、法規制等による排出基準を厳守するとともに、地域住民の要望も考慮しつつ、環境負荷と経済性のバランスを保った公害防止基準を独自に設定し、環境保全に努めます。
12	新施設について 余熱利用	余熱利用 ・ごみ発電を採用すると、ごみをどんどん燃やす方向性に陥るのではないか ・発電のためにコークスを熱源とするのではないか ・ごみ発電は化石燃料の使用量を抑制できるのか (意見者数 2)	ごみ発電については、廃棄物量の推移を踏まえ、ごみ処理のあり方を見直してまいります。 可燃ごみが減少して焼却処理するごみが無くなった場合に資源物を焼却することはなく、資源化の取組みを推進します。 焼却炉には様々な形式があり、コークスをごみの熔融処理の熱源とする焼却炉もあります。この場合、コークスは発電のために混焼するものではありません。処理方式の詳細な内容は、平成28年度に策定する施設整備基本計画において明らかにします。
13	新施設について 余熱利用	余熱利用 ・コージェネレーションを採用すべき (意見者数 1)	余熱利用システムの詳細な内容は、平成28年度に策定する施設整備基本計画において明らかにします。
14	新施設について 焼却残渣	焼却残渣について、下記を基本構想で考慮していないのか ・焼却灰、飛灰固化物中の空气中に飛散されるダイオキシン ・熔融スラグの空气中に飛散される金属類・塩素 ・COP21 で同意されている二酸化炭素 (意見者数 1)	排ガス中のダイオキシン類の排出基準はダイオキシン類対策特別措置法を遵守し、0.1ng-TEQ/m ³ 以下を目指します。 金属類は排ガス処理設備により捕集、処理され測定できないレベルまで削減されます。 塩素に大気汚染防止法を遵守し700mg/m ³ N以下にします。 二酸化炭素に関しては、空气中に自然に存在するものなので

			<p>排ガス中の法規制値等はありません。そのため排出基準値などは設定していません。</p> <p>なお、地球温暖化防止の観点からは、余熱利用を積極的に進め、化石燃料の消費により発生するCO2の削減を推進します。</p>
15	<p>新施設について 処理方式</p>	<p>ごみ処理方式は最終案はどうか</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>平成28年度に施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査などを行い、費用対効果を踏まえて最も望ましい方法を明らかにします。</p>
16	<p>3R推進 3R推進</p>	<p>3Rを推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する <p>(意見者数13)</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。</p> <p>4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破碎・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
17	<p>3R推進 3R推進</p>	<p>3Rを推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標値を見直すべき(一人あたり家庭系ごみ排出量国:H32年度500g、組合全体:H40年度583g) ・ごみ分別区分一元化について具体策を示すべき <p>(意見者数2)</p>	<p>ごみの発生抑制、資源化に関しては4市町が各自自治体単位で策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みを推進し、さらに4市町及び各住民が相互に協力、連携することにより達成していきます。</p> <p>国の基本方針が平成27年1月に改定されていますので、今後、一般廃棄物処理基本計画</p>

			<p>見直しの際に国の基本方針を考慮して再検討することとします。</p> <p>施設整備基本構想に続けて平成28年度には施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査なども行います。この計画の中で課題となっている事項や詳細な整備内容についても定めていきます。</p>
18	3 R 推進 3 R 推進	<p>生ごみについては、家庭内処理の促進と回収利用の方法を検討すべき</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>生ごみ等を含むごみの分別区分については、4市町が自治体単位で決めます。4市町の方角性や意見を踏まえ、整備計画に反映していきます。</p>
19	3 R 推進 3 R 推進	<p>ごみ問題対策の提示について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化について、具体策を示すべき ・不法投棄対策について示すべき <p>(意見者数1)</p>	<p>具体策に関しては、4市町の一般廃棄物処理基本計画に示している他、毎年作成する一般廃棄物処理実施計画において明らかにします。</p>
20	3 R 推進 3 R 推進	<p>ごみの分別を推進すべき</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>ご意見のとおりごみの分別には住民の協力が不可欠となっております。その中で、市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。安定的かつ効率的にごみ処理が行えるよう努めていきます。</p>
21	3 R 推進 3 R 推進	<p>ごみの減量化を推進すべき</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>ごみの減量化に努めていただきありがとうございます。今後ともご協力よろしくお願いたします。</p>
22	3 R 推進 3 R 推進	<p>紙類、布類のリサイクルを推進すべき</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>4市町及び各住民の協力の下、紙類、布類に関しては集団回収や分別収集を行い、資源化を推進してまいります。</p>
23	3 R 推進 プラスチック等	<p>プラスチックの燃焼などについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理発電設備を設けることにより、発電効率を高め 	<p>資源化ルートが確立され、さらに売却できる資源物に関しては資源化を推進する方針です。</p>

		<p>るためにプラスチック等熱効率の高い廃棄物を燃やすのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料用パック・新聞紙・段ボール・その他の紙類など幅広く資源回収方式を検討すべき <p>(意見者数2)</p>	<p>一方で資源ルートが確立されていても資源化するために高額な費用が掛かる資源物については費用対効果を踏まえ処理施設で処理する方針です。廃プラスチック類(ペットボトル除く)は発電するために焼却するものではなく、資源化コストが割高となるため、焼却処理しサーマルリサイクルを図るものです。</p>
24	3 R 推進 その他	<p>広域化により、これまで以上の3 R 推進が見込めるとは、具体的にどういうことか</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>資源の分別徹底、集団回収の促進、家庭での生ごみ堆肥化の促進等を4市町で進めることにより3 R を推進します。</p> <p>また、ごみ処理施設で発生する余熱を積極的に回収してごみ発電などに利用し、サーマルリサイクルを推進します。</p>
25	情報公開 情報公開	<p>情報を公開すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を ・審議会や公聴会など開催すべき ・住民説明会を開催すべき <p>(意見者数9)</p>	<p>4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。霞台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。</p>
26	ごみの広域処理 最終処分場	<p>最終処分場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の見通しを明確に示すべき ・作るか作らないかを明確にし、その場合の予算や場所 	<p>廃棄物処理の安定性や区内処理の観点から本地域内に最終処分場を整備することは重要なことです。しかし、最終処分場の用地確保には少なくとも10年程度の期間が必</p>

		<p>についても一定程度明らかにすべき</p> <p>(意見者数3)</p>	<p>要であり、早急に整備することは困難です。</p> <p>そのため、灰の資源化処理施設で処理を行い処分量を削減するとともに、残った残渣類は県内にある民間の最終処分場で処分する計画としています。</p> <p>自区内において最終処分場を整備することについては今後の検討課題とします。</p>
27	<p>ごみの広域処理 ごみ運搬</p>	<p>ごみの運搬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化によるゴミの運搬の長距離化により、環境負荷が増加する ・中継施設が設置された場合、中継施設周辺が処理場同様の負荷が予想されるのではないか ・生ごみの徹底収集や資源のリサイクル化に取り組みれば新施設の整備は必要ない <p>(意見者数2)</p>	<p>収集車の運搬容量の増加や、中継方式によるごみの運搬、低公害車の導入促進等により排ガスの低減、道路混雑の緩和、従業者への負担軽減を図ります。生ごみのリサイクルについては、処理経費の増加、生ごみ分別の不徹底による生成品の品質低下、生成品の引き取り先が確保できない等、様々な課題があります。そのため4市町では各家庭における生ごみ堆肥化の普及を図ることとしています。</p>
28	<p>ごみの広域処理 施設集約に伴い施設が遠方になることについて</p>	<p>施設集約に伴い施設が遠方になることが不安である</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>3つの施設を1つに集約することにより、近くにあった施設が遠方になり、ご不便をおかけする場合がございます。これに対しては、中間置場を設けるなどの手法について検討し利便性の向上を図ります。</p>
29	<p>ごみの広域処理 分別区分の一元化</p>	<p>分別区分の一元化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型家電を排出するごみ区分を明確にするべき ・小型家電に含有される有用金属の再資源化を推進し、マテリアルサイクル施設で小型家電をピックアップする作業を容易にするため、「不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)」、「缶 	<p>小型家電については、住民が小型家電の買い替え時に、購入した家電品販売事業者等に引き取っていただき、家電品販売事業者の資源化ルートで資源化する店頭回収方式を基本として考えています。</p> <p>引き取り先が無い小型家電については、缶類・金属類とし</p>

		<p>類」、「小型家電・金属」というごみ区分の変更を検討できないか</p> <p>(意見者数 1)</p>	<p>て分別して排出していただき、マテリアルリサイクル推進施設でピックアップしています。回収した小型家電は、小型家電リサイクル法に基づく資源化ルートなどを活用して資源化する計画です。これにより鉄類・アルミ類以外の有用金属類を回収し資源化する計画です。小型家電は、分別の容易さ、収集コスト面を考慮して「缶類・金属」の区分に含めて分別収集する計画ですが、ご意見を踏まえて 4 市町で協議検討し分別のあり方を決定します。</p>
30	<p>ごみの広域処理 ごみ運搬の中継等</p>	<p>ごみ運搬の中継等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が遠方になる地域住民のために中間置場を設置すべき <p>(意見者数 1)</p>	<p>平成 28 年度に施設整備基本計画の策定、PFI 可能性調査なども行い、中間置場に関しては、整備内容、整備主体等を明確にするとともに費用対効果を踏まえて最も望ましい方法を明らかにします。</p>
31	<p>ごみの広域処理 ごみ処理フロー</p>	<p>金属が含まれる粗大ごみなどの処理フローについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不燃ごみ、粗大ごみ 処理フローの例」でごみは受入れ後破碎・選別処理をして鉄類とアルミ類を資源化し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分を行うことになっており、鉄類とアルミ類以外の有用金属は回収することはできないのではないか ・金属系の粗大ごみや金属類(小型家電品を含む)の処理は、民間事業者との連携により、鉄類やアルミ類のほか銅や貴金属類を金属回収することを検討してはどうか <p>(意見者数 1)</p>	<p>粗大ごみ中に含まれる鉄類、アルミ類以外の有用金属の回収については、回収が困難でコスト面でも割高となるため、選別及び回収することは計画していません。しかし、有用金属の回収技術を有し、コスト的にも割安にでき、処理の信頼性、安定性等の面で優れた民間事業者があれば、処理を委託することも検討していきます。</p>

32	コスト 全体事業費について	全体事業費はいくらかかるのか (意見者数2)	現在想定しております事業費は、第1期工事分として、ごみの焼却施設整備、マテリアルリサイクル施設整備、整備に伴う施工監理費用や測量、生活環境影響調査等、計画支援事業を合わせた約172億円です。周辺環境整備や解体費用等につきましては、設計の結果や地元との協議を踏まえてから決定すべき事項もございますので、明らかになった段階で、公表してまいりたいと考えております。
33	コスト 全体事業費について	建設計画工事費総額が132億円から172億円と二転三転している (意見者数1)	これまではごみ焼却処理施設の更新を計画しており、当時の実勢単価を参考に事業費を算出していました。それ以降、ごみ処理広域化、新広域ごみ処理施設の整備に係る調査・検討を重ねる中で、リサイクル施設の整備も合わせて行う方針となり、2施設に対する事業費を見込むこととなりました。また、施設整備に係る計画、調査、設計、発注事務及び工事監理に対する経費なども考慮することとなりそれに伴って事業費が増加しています。周辺道路整備、中継施設整備、既存施設の撤去等については今後も調査・検討を継続し事業費を明らかにしていきます。
34	コスト 既存施設解体費用	既存施設解体費用について ・解体費用を明らかにすべき (意見者数2)	3施設の解体撤去費に関しては、解体撤去に係る調査、設計を行い、見積額を明確にしてから公表します。
35	コスト 焼却施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設の概算事業費は平成25年度から26年度の落札事例から積算しているが、談合体	入札制度は単に金額のみで事業者が選ばれる方法から、技術面と価格面で優れた事業者を選定する総合評価型入札方

		<p>質の大型焼却炉メーカーが落札していることから適正な価格でない</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>式が採用されています。競争の原理が働いており常識的な市場価格が反映されていると考えられます。</p> <p>4市町ではごみの発生抑制、資源化を優先事項として取り組みを推進することとしています。ただし、発生抑制、資源化は行政のみの取組では達成できません。住民、事業者、行政が協働で取り組みを推進し、ごみ排出量の削減及び資源化量の増加を目指します。</p>
36	<p>コスト 財政負担・財源等</p>	<p>震災復興特別交付税は本来の目的から外れたものではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は国民の税金がもとであり、無駄使いしてよいものではない ・補助の対象外の付帯施設の建設費は試算されていないのではないか <p>(意見者数1)</p>	<p>国では復興推進会議において、平成28年度以降も震災復興特別交付税を措置することとし、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指していることから、この財源措置を得ながら事業を推進してまいります。</p> <p>国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならない全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p> <p>関連事業費等については、平成28年度に予定されている本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査していきます。</p>
37	<p>関連事業について 啓発施設</p>	<p>啓発施設について</p>	<p>新広域ごみ処理施設の見学や学習会、講習会への参加、ピ</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・他事例で展示室や会議室・講義室が作られているが費用対効果が低い ・地域が自らごみ対策のビジョンを作り上げる姿勢が必要である <p>(意見者数1)</p>	<p>デオ鑑賞等を通して、地域におけるごみ処理や環境問題、資源循環等に対する意識啓発を図ることは重要です。</p> <p>ご意見を参考にさせていただき、施設整備基本計画において施設での啓発事業のあり方を明らかにします。</p>
38	<p>関連事業について 関連施設の整備等</p>	<p>関連施設の整備等（周辺道路の整備、余熱利用施設整備、旧施設の解体費用等）が予定されているが、広域処理が行政のスリム化、経費削減になるのか</p> <p>(意見者数1)</p>	<p>事業費に関しては、3施設で行っていたごみ処理を1施設に集約するので、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができます。</p> <p>周辺道路はこれまでもごみの持ち込み車両が道路にあふれ交通の障害となっていることからそれを改善することも含めて実施するものです。</p> <p>余熱利用施設に関しては住民ニーズや費用対効果、財政計画との整合図りながら整備内容を定めます。旧施設の解体撤去費用に関しては、いずれ3施設を更新することになるため個々に更新するとしても必要不可欠な費用です。</p>
39	<p>災害対応 災害対応</p>	<p>広域化をする必要性・利点を示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源は国民の税金なので、真摯に検討してほしい ・大きな災害が起きた場合、分散されていた方が安心ではないか <p>(意見者数1)</p>	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってきましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することとしまし</p>

			<p>た。</p> <p>新施設は、大規模災害に備え、通常のごみ処理量に対して15%程度ごみ量が増加しても対応できる施設規模で計画しています。</p> <p>また、大規模災害時には見込み以上の災害廃棄物の発生が予測されるため、県内で災害時の支援協定を締結している自治体間で相互のごみ処理を補完する計画です。</p>
40	<p>災害対応</p> <p>災害対応</p>	<p>災害対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型化ではなく、分散化で相互連携したほうが災害に強いのではないか <p>(意見者数1)</p>	<p>新施設は、大規模災害に備え、通常のごみ処理量に対して15%程度ごみ量が増加しても対応できる施設規模で計画しています。</p>
41	<p>収集運搬コスト・環境負荷</p> <p>収集運搬コスト・環境負荷</p>	<p>収集運搬コスト・環境負荷について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済性のデメリット：広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬経費が増加する ・環境性のデメリット：広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬車両の燃料使用量が増加し、それに伴い発生する二酸化炭素量が増加する ・デメリットを解消するために中継所の設置や処理事業者による直接回収を検討できるのではないかと <p>(意見者数1)</p>	<p>広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、中間置場の設置などにより運搬回収費の削減や運搬の効率化により二酸化炭素発生量やコストの削減を図ることについて検討しています。</p> <p>組合が整備するマテリアルリサイクル施設及び回収物の資源化・処理ルートを活用することにより適正な処理及び資源化を確実に行うことが可能となります。</p> <p>なお、処理の安定性、信頼性が高い民間事業者に対しては、処理を委託することも検討していきます。</p>
42	<p>事業方式</p> <p>事業方式</p>	<p>事業方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託 (PFI・DBO) 方式では業者任せとなり、重要な情報が得られなくなるのではないかと 	<p>民間のノウハウやリスク管理能力を活かしてごみ処理事業を推進することは、経費削減を図る上で重要な取組の一つです。</p>

		(意見者数 1)	<p>ただし、民間に任せきりにするのではなく、行政がモニタリングを行い、ごみ処理事業の技術水準や事業の安定性を確保していく方針です。</p> <p>また、事業内容やモニタリング結果に関しては組合のホームページ等を介して情報公開していきます。</p>
43	生活環境影響調査 生活環境影響調査	生活環境影響調査の評価結果はホームページでも公開すべき (意見数 1)	<p>生活環境影響評価は国で定められた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準じて実施します。</p> <p>生活環境影響評価の結果に関しては概要等を市町や組合のホームページや広報などで公表します。</p>
44	その他 その他	広域化をする必要性・利点を示すべき ・分別を徹底し全体ごみを減量化すれば広域化は必要ない (意見者数 1)	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってきましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することとしました。</p>
45	その他 その他	その他 ・新施設になると環境基準値はどうなるのか ・ごみの減量化によるコスト削減を目指すべき (意見者数 1)	<p>公害関連法に基づく排出基準を遵守するよう公害対策を推進します。</p> <p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。</p> <p>ごみとして排出されたものについては破碎・選別処理等を</p>

			行い資源物を回収し資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。
46	その他 その他	その他 ・検討中という記述が多く、最終案といえる内容ではないのではないか ・各構成市町の経費負担はどうなるのか (意見者数1)	施設整備基本構想は施設整備に係るアウトラインを定めるもので、施設整備に係る決定事項のみを示すではありません。課題についても整理し、4市町で協議検討していく事項も示しています。 広域化に係る関連事業等についても、平成28年度の本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査した上で各構成市町の経費負担についても情報発信してまいります。
47	その他 その他	現在の3組合のほうが地域の活力を利活用しやすい (意見者数1)	ごみ処理広域化には、環境保全の充実、処理コストの削減、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効利用、災害時の対応強化等、様々な観点から効果を発揮することが期待されています。このことから4市町ではごみ処理広域化を推進してまいります。3組合の今後のあり方に関しては、ご指摘いただいた事項も含め検討し施設整備基本計画等において明らかにします。
48	その他 その他	焼却方式は世界で少数であり、環境負荷が大きいので処理方式を変えるべき (意見者数1)	可燃ごみを衛生的に効率的に処理するには焼却処理が最も適した処理方式ですので、今後とも焼却処理を継続します。